

(別添1)

Invest SAGA ビジョン策定業務委託仕様書

1 委託業務名

Invest SAGA ビジョン策定業務

2 目的

人口が減少する中、佐賀県の地域経済活性化のためには人口の流出抑制と流入促進のため、雇用機会の創出が必要であり、企業誘致は必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にテレワークが急速に普及し、仕事や生活の場が急速に変化するリビングシフト・ワークシフトが起きつつある。このような社会構造の変化に対応し、人口が集中する三大都市圏から地方へと機能分散などの動きやデジタルやグリーンはもとより、宇宙、海洋、AI、量子技術、ゲノム、バイオ等の分野を含め、ポストコロナにおける成長を牽引するイノベーションを加速化させる動き、国内増産等に寄与する設備投資や海外生産拠点の多元化に資する設備投資など国内外でのサプライチェーンの強靱化の動き、デジタル・グリーン等成長分野における内外企業のマッチングや協業を目指すオープン・イノベーション・プラットフォーム構築の動きなどに対応し、企業誘致を進めていく必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によって、これまで対面でのコミュニケーションが常識とされてきたビジネスの世界においても大きな行動変容が生じており、展示会・商談会やセミナーといったビジネス機会の検索のための各種イベントは、現実空間での開催からバーチャル空間での開催に移行しており、そればコロナ収束後も新たな常識（ニューノーマル）として定着することが想定されることから、企業誘致に係る各種プロモーションの手法も大きく変容させる必要がある。

これらを踏まえ、これからの成長産業等を分析しターゲットとする分野を検証し、佐賀県のインセンティブや佐賀県のビジネス環境の魅力、課題や弱点などを把握・分析することにより、今後の企業誘致を実現するための戦略（ターゲット分野、実施計画、実施内容、誘致手法、プロモーションなど）を立案することを主たる目的とする。

3 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

4 履行期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

5 業務内容

- (1) リビングシフト・ワークシフトなど社会構造の動向調査・考察
- (2) 大都市圏から地方へと機能分散など企業の動向調査・考察
- (3) ポストコロナにおける成長を牽引するイノベーション加速化の動向調査・考察
- (4) オープン・イノベーション・プラットフォーム構築の動向調査・考察
- (5) デジタルによるプロモーションの動向・考察
- (6) 重点的に誘致ターゲットとする分野の検証
- (7) 佐賀県の地域資源、産業特性の調査・考察
- (8) 佐賀県の産業の強み及び課題の抽出
- (9) 誘致ターゲット企業と地元企業等との連携可能性検証・考察
- (10) 企業誘致戦略の策定

上記(1)～(9)の内容を踏まえ、企業誘致を実現するための戦略(ターゲット分野、実施計画、実施内容、誘致手法、プロモーションなど)を立案する。

なお、戦略立案にあたっては、誘致のターゲット分野や手法を明確にし、佐賀県への企業等の進出につながる効率的かつ効果的な計画とし、今後の誘致寿司審につながる事が期待できる戦略とすること。

また、他の都道府県との差別化を図り(ブランディングを行い)、地域資源の活用や地元企業との連携などを積極的に盛り込むこと。

さらに、本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担うため総括責任者を1名配置する。総括責任者は、契約期間中、佐賀県と随時打ち合わせ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る。

(総括責任者の役割)

- ・業務全体の企画・計画策定
- ・業務の進捗管理
- ・佐賀県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

6 成果品

本業務によって制作された以下のものについては、成果物として佐賀県へ提出すること。

- (1) 業務委託完了報告書
- (2) Invest SAGA ビジョン案
- (3) 本業務で制作した資料等(電子データを含む)
- (4) その他佐賀県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

7 留意事項

- (1) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ロゴ、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。

- (2) 成果品の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
- ア) 県及び県が指定する者が保有するホームページでの公開
 - イ) 講演会、イベントや企業訪問先などでの紹介・上映・配布など
- なお、その他の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については、両者協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。佐賀県の利用についても同様とする。
- (4) 本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととし、かつ、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (5) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的にしようしたりしてはならない。また本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、佐賀県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守するものとする。
- (7) 本業務完了後、請求書等の関係書類を提出するものとする。
- (8) 本業務を実施する上で、新たに発生した事項については、佐賀県と受託者が十分に協議し、対応するものとする。